

あまり役に立たないかもしれない？

法律知識

番外編

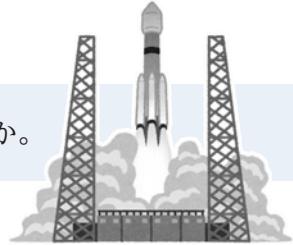


起こりそうで起こらない、極めて起こる可能性が低い、
そんな話題を法律に基づいて紹介します。

弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属:福島県弁護士会)

Q

もしもロケットが落下してきたら、どうなるのでしょうか。



A

近年、民間人が宇宙へ旅行できるまで宇宙開発が進んでいますが、ロケットが事故を起こした際、その処理はどのようになされるのか知っているでしょうか。

これについては、昭和47年に発効した「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」が定めています。

この条約では、宇宙活動で損害が発生した場合、国家が発生させたものでも民間が発生させたものでも、ロケットが打ち上げられた国が賠償責任を負うとしています。また、ロケットが落ちてきて損害が発生した場合のように地表において発生した事故については、加害国が無過失責任を負うとしています。さらに、被害者の国籍国が加害国に対して損害賠償請求できることも定めています。このように被害者が厚く保護されるようになっています。ただ、当事国間の合意がなければ拘束力が発生しないとされており、保護に問題も残っています。

このように条約は定められていますが、宇宙物体が地表で事故を起こした場合、原発事故に類するような甚大な被害が発生する可能性もありますから、条約が使われないことが一番ではないかと思います。

ここから下は広告です。

